

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和3年6月9日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時26分

出席者 委 員 委員長 針 谷 正 夫
坂 東 一 敏 針 谷 育 造 白 石 幹 男
広 瀬 義 明 松 本 喜 一
議 長 小 堀 良 江
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之
川 上 均 大 浦 兼 政 大 谷 好 一
青 木 一 男 内 海 まさかず 氏 家 晃
入 野 登志子 千 葉 正 弘 福 富 善 明
関 口 孫一郎 大阿久 岩 人 梅 澤 米 満
福 田 裕 司 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎
主 査 岩 川 成 生 主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	秋 間	広 行
教 育 次 長	名 淵	正 己
農 林 整 備 課 長	田 名 網	清
産 業 基 盤 整 備 課 長	中 田	芳 明
教 育 総 務 課 長	金 井	武 彦
学 校 施 設 課 長	柿 沼	宏 和
保 健 給 食 課 長	五 十 畑	肇

令和3年第4回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和3年6月9日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第68号 小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第83号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第3 議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷正夫君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷正夫君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第68号 小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 皆さん、おはようございます。本日産業教育常任委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

では、ただいまご上程をいただきました議案第68号 小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例の制定について説明を申し上げます。議案書につきましては19ページから31ページ、議案説明書につきましては1ページとなります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書の1ページを御覧ください。提案理由でございますが、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業を施行するに当たり、必要な事項を定めるため、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の19ページを御覧ください。こちらは制定文となっております。

それでは、続きまして20ページを御覧ください。条例の内容につきまして説明をいたします。本条例は、第1章から第8章までの38条及び附則から成り立っております。

初めに、第1章、総則につきましては、事業の基本的な事項を定めるものでございます。第1条

の趣旨では、この条例は土地区画整理法の規定により、土地区画整理事業に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条では事業の名称を、次のページになりますが、第3条では施行地区に含まれる地域の名称、第4条では事業の範囲、第5条では事務所の所在地を栃木市役所内に置くと規定してございます。

次に、第2章、費用の負担につきましては、第6条で事業に要する費用は、施行者が負担すること及び保留地の処分金を充てることなどとしております。

次に、第3章、保留地の処分につきましては、第7条において保留地の処分の方法を、第8条では処分価格、次ページになりますが、第9条では処分地積についてそれぞれ定めております。

次に、第4章、土地区画整理審議会につきましては、仮換地指定に関する事項などを審議するため、所有者などから選挙される委員及び学識経験者などから構成される組織でありまして、第10条においては法の規定による審議会の設置を、第11条では委員の定数、これは10人としております。第12条では委員の任期、5年。次のページ、第13条では立候補制による選挙、第14条では予備委員について、第15条では当選人または予備委員となるために必要な得票数を、次のページの第16条では委員の補欠選挙、第17条では学識経験委員の補充についてをそれぞれ定めております。

次に、第5章、地積の決定の方法につきましては、換地の基準となる施行前の宅地地積の決定方法について定めるものでありまして、第18条の基準地積においては、換地及び清算金を定めるときの基準となる従前の地積等について、第19条から、すみません、飛びまして26ページの第23条までにおいては、基準地積の更正及び所有権以外の権利の定め方などについてを定めてございます。

次に、第6章、土地及び権利の評価につきましては、事業前後の土地及び権利の評価について基本的な事項を定めるものでありまして、第24条では評価員の定数、こちらは3人。また第25条、第26条では土地及び権利の評価方法についてをそれぞれ定めております。

次に、第7章、清算につきましては、事業の施行前後においてそれぞれの宅地に生じた差額を是正するものでありまして、第27条から、こちらも飛びます、29ページの第35条までにおいて、清算金の算定方法、分割徴収及び交付の計算方法などについてを定めてございます。

次に、第8章、雑則につきましては、事業施行の過程において補足的な事項についてを定めるものでありまして、第36条、次ページの第37条におきましては、換地処分の時期の特例、登記完了の公告について、第38条では委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとしてございます。

次に、附則でございしますが、施行期日といたしまして、事業計画決定の公告の日から施行するとするものであります。

最後の別表第1及び別表第2につきましては、第30条の清算金の分割徴収または分割交付について、その金額に応じた期限及び回数を定めております。

なお、本条例案は千塚産業団地造成の際に制定をいたしました小山栃木都市計画事業千塚町上川

原土地区画整理事業施行に関する条例に沿った内容であることを申し添えます。

以上で説明を終わりといたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、これ議案書ですね、全部。それで21ページなのですけども、第6条で費用は施行者が負担するということになって、（1）から（3）までありますけれども、特に国、県から交付される補助金というのは、この産業団地の場合どの程度になるのか聞きたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） お答え申し上げます。

今回この条例には国または県から交付される補助金と載ってございますが、今回の栃木インター西産業団地におきましては、補助金はございません。

以上であります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） （3）のその他の負担金というのはどういう性質のものをいうのでしょうか。

また、あるのかどうか分かりませんが、お願いします。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） （3）その他の負担金についても、その他を想定した場合の欄を設けるといってございますが、今回もやはり該当するものはございません。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第4章、22ページですけども、土地区画整理審議会ということで、今回インター西産業団地の場合は、先行取得という形で、まず地権者から土地を買収してそれで進めるということなのだけでも、そうしますとその宅地の所有者とか、借地権を有する者とか、そういう人たちというのは存在するかどうかというのが聞きたいのですけれども。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） ご案内のとおり審議会におきましては、所有権または借地権を持っている者から構成されるというようなこと、委員を決めるというふうになっております。今回につきましては、まず先行取得と申し上げましても、全てするわけではございません。移転補償等がございまして、時間がかかるなどというものがございます。そういうことを鑑みまして、そういう方々に選挙に臨んでいただくというようなこと。また、借地権も1名おります。

以上であります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。そうしますと、そういった方が存在するという事で、具体的にはこのインター西の場合は、そうした方々というのは何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 地権者におきましては72名おります。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 審議会の委員はその10人ということで、学識経験者が2名以内ということなのですが、そうしますとそれ以外はそうした人たちが選挙で選ばれて委員になるということに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この23ページから。そうしますとその地権者72名と借地権を有する者が1名と言いました。その中から選挙をやって選ぶということで、その具体的なやり方というのですか、それはどういうふうになるのでしょうか。その学識経験者が何名で、その選挙で選ばれたのが何名になって、どういうふうな形でその委員を選出していくかということをお願いしたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今おっしゃられましたように10名、そのうち5分の1についてはということで2名が学識経験者となりますので、8名が地元の地権者等から成ることになっておりますが、選挙人名簿を作りまして、それに応じた方が8名以上いらっしゃる場合には選挙となるという形になります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、立候補制みたいなのを取って、その中から選ぶと。了解しました。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 総体的なことを聞きたいと思います。

先ほど地権者数は72名ということで承知をしましたがけれども、全体面積、そして地目別の筆数と面積、農地が多いのか宅地が多いのか。それと、事業費はどのくらいを見込んでいるのかあるいは何年、前に聞いたのですけれども、忘れまして、七、八年ですか。

○委員長（針谷正夫君） 1問ずつにしましょう。

○委員（針谷育造君） ああ、そうですか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） すみません。まず、買収予定の地積でございますが、農地が88%、宅地が12%となっております。

また、総事業費は36億円、約ですね、を予定しております。

買収予定面積で農地等の面積が約18.9ヘクタールで、宅地面積が約2.6ヘクタールとなっております。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 事業年数をお願いします。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 事業年数ですが、今年度、令和3年度に特別会計を設けまして、令和7年度までの5か年を予定しております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） この区画整理が終わったときに、用途とすると産業団地を主に考えているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 事業名称もご案内のとおり、産業団地造成事業となっておりますので、産業団地として分譲等を開始したいと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ちょっと条文で聞きたいと思います。

24条なのですが、評価員の定数は3人、非常に評価というのは科学的にやらなければならないと思うのですが、この評価員の定数は決まっていますけれども、どのような方が評価員にふさわしいか、考え方をお聞かせください。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 委員ご案内のとおり、評価をするものですから、当然土地や建物の評価について精通をしている者などが考えられますので、例えばなのですが、不動産鑑定士さんでありますとか、税理士さんでありますとか、またそのような事業をされている方、固定資産評価委員の方でありますとか、実際今申し上げたのが千塚の際の評価員になられた方なのですが、そのような方を考えているところであります。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） まだ聞くところがあったので、25ページの施行者実測ということで、(1)

で基準日においてと書いてあるのですけれども、その基準日というのはどういう時点を言っている、この場合言うのか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 基準日は事業計画決定の公告の日でございますので、7月の下旬を今のところ予定しているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと26ページで、所有権以外の権利という定めが23条であるのですけれども、この所有権以外の権利というのはどういうものを指しているのか、伺いたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今ご質問いただきました23条の所有権以外の権利でございますが、宅地に関する所有権以外の権利といたしましては、借地権または後は質権でありますとか、そのようなもの、あと地上権、あと永小作権などが挙げられてございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、借地権を持っている方は、審議会の委員に立候補できるというふうな形になっていきますけれども、質権とか地上権とか持っているという方というのは、そういうものに参画できるということがあるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） ご案内のとおり、借地権、所有権のある方が審議会に入る、選ばれるというか、選挙に立候補できるということになってございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それ以外の方は、その中には入れないと。質権とか地上権を持っているという、この場合該当する人がいるかどうか分かりませんが、入れないということなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 委員ご案内のとおりでございます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 聞き忘れたのですけれども、計画の中での減歩率というのはどのくらいの予定をしているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 減歩率は約56%を予定しているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 大変高い数字で、56%が減ってしまうと、簡単に言えばそのようなことですね。

それと、ここの地域については、ハザードマップで色の染まっている、50センチとか何かという地区もありますよね。これらの対策というのは今後やるのでしょうかけれども、地盛りであるとか盛土であるとかということで、そのハザードマップの指定されているところをクリアというのはどんなふう考えておるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） おっしゃるとおり造成計画におきまして、計画道路から平均約0.5メートル程度の盛土を予定しているということでございます。

○委員長（針谷正夫君） では、よろしいでしょうか。

質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私、反対する立場で討論します。

なぜかといいますと、3月議会の当初予算でこの特別会計については日本共産党市議団としては問題があるとして反対をいたしました。今回の条例制定は、それを具体的に進めるための条例でありますので、同様にして反対いたします。特に企業誘致をして地域活性化を進めていくということについては、いろいろなリスクも伴うし、多大なお金も使って、今回36億円ということですが、費用を使ってやるわけですが、例えば売れなかった場合は赤字になってしまう。企業が立地したとしても、その企業が永遠にそこに存在するかといいますと、そうでもない。最近のニュースを見ますと、切り抜いておいたのだけれども、真岡市のホンダが25年に、2025年ですけれども、閉鎖と。従業員900人が配置転換、この真岡市の市長も市にとってはかなり大きな痛手だと、そういったコメントも寄せています。

また、パナソニックも、テレビの国内生産から撤退ということで、宇都宮市の工場でのテレビ生産を中国企業に委託するというようなことで、そういった点ではこういうことが起これば、市財政、また雇用についても大きな痛手となると、そういったリスクもあるということです。

その企業誘致が地域活性化とか雇用の創出のためにやるのだということですが、やっぱり来る企業によってはその利益は本社に全部行ってしまったりとか、そういったことになっている。そういったことで、本当の地域活性化につながるかどうか、そういった疑問もありますので、今回のこの条例には反対したいと思います。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は議案第68号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

栃木市では産業団地いろいろ造ってまいりました。惣社工業団地、千塚工業団地、西方は合併しまして、宇都宮西工業団地と。全部が完売して、今企業が操業しております。なぜ栃木市にそれだけの企業が入ってくるかということは、1つ言えるのは、東日本大震災では非常に栃木市の地盤がいいということで、工場関係の災害が非常に少なかった。そういう中で千塚工業団地なんかは早めの完売ができたということです。

それと、地権者におかれましては、昔は農家として一生懸命やってきたのでしょうけれども、現在を見ますと、70代、80代、若い後継者が非常に少ないということで、この農地がどうしようもないと、何とかしてくれという意見が多かったということで、そういう中で市の方向性として産業団地を造るということは地権者に対しても非常に助かっていくと思うし、産業団地を造れば若い人の雇用も図れる、また人口増加にもプラスになっていくと思いますので、ぜひこの事業は進めたいと思いますので、私としては賛成したいと思います。委員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	坂東一敏	針谷育造	広瀬義明	松本喜一
	反 対	白石幹男			

○委員長（針谷正夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 日程第2、議案第83号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 引き続きよろしくお願ひいたします。では、ただいまご上程をいただきました議案第83号 和解及び損害賠償の額の決定について説明をいたします。

議案書につきましては100ページ、議案説明書につきましては80ページから82ページとなります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書80ページを御覧ください。提案理由でございます。市が令和2年3月に売却した千塚産業団地分譲地内の土地から発見された地中埋設物を処分することに関する和解及び当該地中埋設物の撤去に伴い、相手方が支払った地盤改良費相当額を損害賠償の額として決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。また、82ページにつきましては、位置図となっております。

では、次に議案書の100ページを御覧ください。和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、詳しい説明、内容につきましては過日の議員研究会において説明をさせていただいておりますことから、本日は議案を読み上げさせていただきますことをご承知おき願います。よろしくお願います。読み上げます。

1、和解の相手につきましては、栃木市千塚町1710番地、東日本農産株式会社、代表取締役会長、藤尾益造であります。

2、和解の条件につきましては、市において発見された地中埋設物を処分すること及び当該地中埋設物の撤去に伴い、相手方が支払った地盤改良費相当額を市が損害賠償として支払うこととし、今後本件に関し双方異議請求の申立てをしないものとするであります。

3、損害賠償の額につきましては、440万円であります。

以上で説明を終わりといたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 発見された後の経過は、説明はあったのですけれども、取得時の経過というものがどういう状況だったか、過去の取得状況等を見たときに、いつ頃の埋設物であって、いつの時期だったのかという経過等は分かるでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） その当時の経過等につきましては、ただいま調査中でございますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうすると、その調査が明らかになった時点での責任の所在というものははっきりさせないとまずいと思うのですよね。当局の調査が不十分だったというような、あるいは埋設物があるとすれば地域の人たちは皆さんあそこにあるというのは知っていたわけですよね。そういうものがなぜ漏れたのかというようなことと、責任の所在というものははっきりさせるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

- 産業基盤整備課長（中田芳明君） 委員おっしゃるとおり、責任の所在につきましても調査を進める上で明らかにしてまいりたいと思います。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） この間の議員研究会の資料を見ていますと、隠れた瑕疵があったということで、その結果として平成27年、調整池工事の際に従前地から地中埋設物を発見し、計画変更により撤去処分をしていたということで、この時点で地中埋設物があったということが分かっていたというのですけれども、この変更契約ということがあるのだけれども、これはどういう変更契約をしたのか、まず聞きたいと思います。
- 委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。
- 産業基盤整備課長（中田芳明君） 平成27年当時におきましては、変更契約を行いました。こちらにつきましましては、議員研究会のときも若干触れさせていただきましたので、繰り返しになる部分もございしますが、造成工事におきましては農家からそのまま現状で買うものですから、当初の設計におきまして目に見える部分、井戸でありますとか、そういう部分の廃棄物が出るということは設計してございます。ただ、実際造成工事も含めまして、工事をした際には、目に見えない地中からのその当時農家さんが使っていたパイプラインでありますとか、埋め殺しになっている管、またU字溝等が出てくるその場合は、当然その分も廃棄物が増えたということで変更契約をするということで、改めて処理をするというようなものでございます。今回平成27年の調整池工事のときもそれと同様であったということでございます。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） そうしますと、この変更契約というのは工事業者と廃棄物の量の関係で変更したということでしょうか。
- 委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。
- 産業基盤整備課長（中田芳明君） 今委員おっしゃられましたように、廃棄物だけではなく、その変更をする際には実際工事をやってみたら思いのほか少ない材料で済んだというようなこともございますので、増もあれば減もある。そして、正規の数字、正規というか、実情に合った数字に変更するというようなことでの変更契約というものでございます。
- 委員長（針谷正夫君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） その地中埋設物が平成27年に出た時点でより深く調査というか、しなかったというのが問題なのではないかなと思うのですけれども、その点についてはどういうふうに考えているのでしょうか。
- 委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。
- 産業基盤整備課長（中田芳明君） 平成27年当時、調整池工事の際に埋設物が出ました。そこで河川側の堤防沿いに出ましたので、そこから約20メートル西側に掘り進めましたが、出てこなかった

というようなことで、そこでその部分だけの農地に残ったものなのかなというふうに判断したという経緯でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こうした廃棄物が出た場合、その元の地権者に対してはどういった、何かこちらでこういうものが出てしまったから、損害賠償でもないけれども、そういった請求というのはできないのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 委員おっしゃるとおり、廃棄物が出たということで地権者にお尋ねをするということではございますが、これは一般的な話となってしまうと恐縮なのですが、先ほど申し上げた農家さんから現状で土地を買ったという場合は、そのようなものがある。農家に、農家として使っているものがあるというようなことも想定しているというようなことがございます。平成27年の調整池につきましては、そういう事情もありますが、併せて調査もしているということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの針谷委員からの質問にもありましたように、今後の調査というのですか、進めていくということでもありますけれども、事実確認なんかを調査して、誰が原因者だったのかというか、そういうのが分かった場合、そういう業者なりに損害賠償というか、そういうのはできるのですか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今現在それも含めて調査をしているところということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（針谷正夫君） よろしいでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この件に関しましては、研究会のほうで事前説明をいただいておりますが、およそのことは理解しておりますけれども、今回調査、調査、今後調査するというお話が続けて出てまいりましたけれども、調査方法、周囲の方に聞く、元の所有者に聞くということもあるのですが、具体的な調査という内容をちょっとはつきり教えていただけると。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 現在調査としてやっているのは、事前の地権者ですね、土地の所有者からの聞き取り、そして航空写真等を含めた過去の資料の見直しなどに着手しているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 研究会から幾分時間がたっております。今聞きましたら航空写真、これは当

然委託をするのでしようけれども、委託をしてから実施するのに多少の時間がかかるのは分かります。ただ、元の地権者の方々にお話を聞くのに、それほど時間がかかるとは到底思えない。こういった不祥事めいた話が出たときは、早急に決着をつけるのが物事の筋道だと思うのですけれども、ちょっと時間がかかり過ぎている。意見聴取、そんなに時間がかかるのですか。どの辺の意見までを今現在お聞きしているのか、教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 実は意見を聞くに当たりまして、相手方がちょっとご高齢の方ということもあります。また、正直申し上げまして、それに伴いまして記憶がなかなかという、資料もなかなか探しあぐねているというようなこともございまして、何分こちらからせつつくというのも、逆に相手方の探す、冷静になって探すことが困難になるのかな等々考えておりまして、慎重に対応しているというところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 相手方にどのような理由があれば、執行部には今回この土地をお買い求めになられた会社、そして市の財産ということで市民に対する説明責任というのが当然あるわけございまして、それを果たそうとする姿勢に勢いがないと、またいろんな話が飛び火してまいります。これは早急に調査を進めていただきたいと強く要望させていただきますが、もう一点、この調査というのは今回この埋設物があった場所だけに対する調査でございまして、ではほかのこの千塚産業団地の中に埋設物はないのかという調査についての一切の説明がないのは、私は不思議でございまして、逆を申せばもうお買い求めになられている、もう建設されて稼働している企業の方々にとっても、もしや自分の買い求めたところにも埋設物があるのではないかというご心配があるのは当然の話でございます。そういった方々に安心をしていただくための調査というのはお考えになっていないのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 委員おっしゃるとおりでございます。お買い求めになられた他の企業様方、不安になるということは承知しておりますので、前回の議員研究会が終わりましたら、終わった後すぐに企業様にそれぞれお会いさせていただくなり、遠い方は電話で連絡するなり、またメール等の方法により説明をして、また御社におかれましては造成の際、異物、埋設物があったのでしょうかというようなこともお尋ね合わせまして、何かの際にはご連絡をいただきたいというようなことをさせていただいているという状況でございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういった市の対応に対して、もし既存のお買い求められた業者のほうから敷地内にある程度のボーリング調査を行っていただきたい旨の事例が発生した場合、そのボーリング費用等に係る経費というのはどのようにお考えになっています。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 千塚産業団地を造成し、分譲する際に市の費用でボーリング調査、どうしても代表的な地点となってしまいますが、行っております。そこで正直軟弱な地盤というような数値が出てきておる箇所もありますが、それにつきましては分譲し、契約をする際に説明をしております。ですので、会社側といたしましては地盤が軟弱であるということを承知の上でお願いいただいているというような状況もございます。

また、廃棄物につきましてはまた話が別になりますので、そのように対応させていただきたいということで企業様には説明させていただいております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明は結局廃棄物埋設についてはそのように対応させていただきたい。そのようにというのはどういうことなのでしょう。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今回と同じように、真摯に対応させていただきたいということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですね。それが行政の正しい姿だと思います。起きてしまったことについては、これは現状の執行部に責任があるとは申しませんが、起きてしまったことについては真摯に向き合っていたいただきたいと思います。

委員長、続けてよろしいですか。

○委員長（針谷正夫君） はい、どうぞ。

○委員（広瀬義明君） それでは、今回の賠償金額といたしますか、440万円。これの算定となった基礎といたしますか、基本といたしますか、この数字に至った経緯をお知らせください。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今回の440万円につきましては、企業、東日本農産株式会社様から当初2.6メートルで地盤が改良できるというような想定でございましたが、そこからさらに掘らなくては安定した地盤が出てこなかったというような事情がございますので、平均ですけれども、2.6メートルより余計にかかった分というようなことで、その分についての金額が440万円ということで見積りをいただいたところです。内容につきましては、材料費、掘削費、また諸経費、消費税とか、そういったような内容が主なものでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回の相手方からは、工期の遅れによる損害賠償という話はなかったのでしょうか。そういったものがあつたかなかつたかだけ教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今回の損害賠償におきましては、余分にかかった工事費のみで
ございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、工期が遅れることによる不利益を被ったという損害賠償云々の話
というのは、今後起きないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 当初より工期のことを企業様は大変心配しておられましたが、
工期の遅れはないというふうなお話を伺っておりますので、ないというふうに理解しております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 工期の遅れがないということは、今回深く掘り進んで廃棄物を除去するも
結局は深く掘らなければいけないということで、工期の遅れがなかったという理由になるのでは
うけれども、その工期の遅れというのが例えば半日でも1日でもあった場合、本来でしたらそうい
ったものを請求されても仕方がない状況だと思いますけれども、今後そういったことが起きるたび
に対応していくのは、これははっきり言って時間の無駄でございます。別件で議案等が上がって
おりましたが、今後そういったものが起こらないような調査方法というのを何かお考えになってい
らっしゃいますでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今後につきましては、事前の調査等、お聞き取りまたは資料等
によるものを十分に行うというふうなことで、委員おっしゃいますように、今後はそのようなこと
が起こらないように全力を尽くしてまいりたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今ここで、ではもっと詳細な調査方法について答えてくれというまでは申し
ませんけれども、今回のような不祥事めいたものが起こりますと、せっかく造成した栃木市の産業
団地の購入に二の足、三の足を踏む企業が現れないとも限りません。やはりこれ万全を尽くしてい
ただいて、胸を張って公売がかけられるようなそんな施策を基に行っていただきたいと強く要望さ
せていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第83号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第3の執行部出席者が入室いたしますので、少々お待ちください。

◎議案第67号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷正夫君） 次に、日程第3、議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。

田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） ただいまご上程いただきました議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）のうち所管部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款農林水産業費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の20、21ページをお開きください。1項5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は8,495万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。県単独農業農村整備事業費につきましては、4月に県から事業採択の追加を受けた大岩藤土地改良区内の農道整備ほか3か所の農業施設等整備工事費が主なものであります。

次の維持管理適正化事業補助金につきましては、栃木市東部土地改良区の揚水機改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の田んぼダム整備事業費につきましては、栃木市土地改良区内の吹上東部地区で実施するスマート田んぼダム実証事業において、自動給排水栓の設置箇所数が増えたことにより、田んぼダムに必要な整備事業費を増額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。22、23ページをお開きください。補正額は864万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森を育む人づくり事業交付金につきましては、林業に従事するために必要な資格を取得する研修に対する交付金であります。

次の林道整備事業費につきましては、4月に県から事業採択の追加を受けた西方地域林道真上男丸柏木線の林道改修に必要な工事請負費であります。

続きまして、7款商工費につきましてご説明いたします。24、25ページをお開きください。1項

3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は484万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。企業誘致事業費につきましては、千塚産業団地の土地売買契約書第8条の瑕疵担保責任に基づく損害賠償金が主なものであります。

続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。30、31ページをお開きください。1項4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は652万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。学校給食事業費につきましては、大平学校給食センターアレルギー室の機器の不具合による室圧低下を解消するためのアレルギー室室圧整備工事が主なものであります。

続きまして、2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。32、33ページをお開きください。補正額は865万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校コンピューター管理費につきましては、G I G Aスクール用タブレットでドリル教材として使用する学習支援システムのソフトウェア使用料であります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は278万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校就学援助事業費につきましては、要保護・準要保護児童及び特別支援学級児童に学用品等を援助するものであり、新たにオンライン学習通信費を援助費目に加えるものであります。

続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。34、35ページをお開きください。補正額は598万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校コンピューター管理費につきましては、小学校と同様の学習支援システムソフトウェア使用料であります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は254万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校就学援助事業費につきましては、要保護・準要保護生徒及び特別支援学級生徒に学用品等を援助するものであり、小学校と同様に新たにオンライン学習通信費を援助費目に加えるものであります。

続きまして、11款災害復旧費につきましてご説明いたします。38、39ページをお開きください。2項3目農地災害復旧費につきましてご説明いたします。補正額は38万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農地災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）（農林整備課）につきましては、梅沢町の県の永野川河川災害復旧工事完了後に実施する農地復旧に対する工事費であります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の12、13ページをお開きください。15款2項7目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は1,797万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節小学校費補助金、公立学校情報機器整備費補助金、G I G Aスクールサポーター配置

促進事業につきましては、申請中であった国庫補助が4月に補助採択されたことによる増額であります。

2節中学校費補助金、公立学校情報機器整備費補助金、GIGAスクールサポーター配置促進事業につきましても、小学校と同様、4月に補助採択されたことによる増額であります。

続きまして、16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,557万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金、土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域、藤岡地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

次に、2節林業費補助金、森林路網整備事業費補助金につきましては、西方地域の林道改修工事に対する県からの補助金であります。

続きまして、補正予算書の14、15ページをお開きください。19款2項23目森林環境譲与税基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は14万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森を育む人づくり事業交付金に対する基金からの繰入金であります。

以上をもちまして、令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷正夫君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 32、33で小学校の就学援助事業費ですけれども、その後の中学校も含めてお聞きしますけれども、オンラインの通信費を補助する、就学援助でやるということで、それは結構なことなのだけれども、1人当たり幾ら補助するのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井教育総務課長。

○教育総務課長（金井武彦君） お一人当たり1か月1,000円、年間でいきますと1万2,000円の交付を予定しているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） GIGAスクールということでWi-Fiがないご家庭とかもいると思うのですけれども、1万2,000円ということは、大体これ小学校と中学校で何人ぐらいを想定しているの

でしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井教育総務課長。

○教育総務課長（金井武彦君） 今回補正予算に計上いたしましたのは、先ほど年間で12か月と申しましたが、7か月分でございます。申し訳ございません。

今回小学校で就学援助で交付を予定しておりますのが、当初予算で計上しました人数を基に、年々の増減率というのですか、そういったものを参考にさせていただきながら算出させていただいたもので、小学校で319人、中学校で323人を予算に計上させていただいたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 3月議会で私はこのオンライン通信費、こういうものがあるよということで導入しないのかという質疑はやっているのだけれども、なぜ当初予算にこれを組み込まなかったのかということですが。

○委員長（針谷正夫君） 金井教育総務課長。

○教育総務課長（金井武彦君） まず、国から正式に単価として示されたのが、たしか今年の3月だったかなというふうに記憶しているところですが、また実際に家に持ち帰りの学習をするのがいつの時期になるのかというのも不明確な状況でございました。今回栃木市としてこの4月に1人1台のタブレット端末を配備させていただいた中で、9月以降に順次家庭への持ち帰りを実施しようというふうな方針が固まったことから、補正予算に今回計上させていただいたところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1か月1,000円ということで、それだけでも助かるかと思えますけれども、もっと費用はかかりますよね、Wi-Fiというのは。どうなのですかね。

○委員長（針谷正夫君） 金井教育総務課長。

○教育総務課長（金井武彦君） 単価、月々の使用料ということでしょうか、につきましては、通信会社もキャリアと言われる会社、またキャリア以外の会社もろもろございますが、月々に使用するギガ数というのですか、容量によって大分金額に開きがあると思われまして。ですので、委員ご指摘のように、月1,000円で足りるかということ、少し足りないかなというふうな感触を持っているところでございます。ただ、実際にその家にルーターを設置すれば、タブレットPC以外にもご家庭で持っている個人的なスマートフォンなんかも接続して使うことができるというふうな状態にもなりますので、そういった部分を含めて若干の自己負担もお願いできればというふうに考えているところでございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このGIGAスクールの構想、国の政策で進めてきたわけでありましてけれども、一般家庭というか、要保護・準要保護家庭以外の方でも結局はタブレットを使うためには家庭が必要になってくると思うのだけれども、やっぱりそれはこちらの教育というか、政府が推進する

ことであるので、そういった費用というのも本来なら教育費の中で賄うべきなのかなと思うのだけれども、今後どういうふうな対応を取っていくのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 金井教育総務課長。

○教育総務課長（金井武彦君） 全てを公費で賄えればそれでいいのかなというふうには私も思いますけれども、ただそこには当然ながら一定の自己負担も発生するものというふうに考えております。今後国の動向であるとか、周辺の都市の状況であるとか、そういったものを十分見定めていった中で対応については検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。では、歳入のほうで12、13で、やっぱり教育関係だけれども、このG I G Aスクールサポーター配置促進事業というのは4月に採択されて補正に入れたということなのですが、これが歳出にはどのように反映されているのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらにつきましては、当初予算のほうで組み込んでございます。こちらの補助制度、スクールサポーター、当初は4学校に2人、そういったものでスクールサポーターをつけた場合に補助するということだったのですけれども、これにつきまして緩和された。そして、うちのほうでもこういった制度をやるという中で、国のほうに要望した中でこういったものにつきまして補助対象としていだろうということで回答が来ましたので、今回補正に上げさせていただきます。二度になってしまうのですが、全体事業費につきましては当初予算で計上してございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初予算は一般財源でそれを見込んでいたのだと思うのだけれども、今度補助ということで、その財源内訳が変わってくるのかなと思ったのだけれども、そういうことはないのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 財源内訳、こちらにつきましてはこちらに上げている1,176万7,000円と620万4,000円、こちらが国庫補助として計上されております。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 先ほどの関連で13ページのG I G Aスクールサポーター配置促進事業、これは国会等でも問題になったかと思うのですが、サポーターに教員免許は要らないのだと、そういう議論もありますけれども、これは栃木市で予定しているそのサポーターについては、教員免許はどうなるのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらの補助なのですけれども、こちらスクールサポーターとしての配置はしておりません。こちらの制度、タブレット運用支援業務委託ということで業務委託をしまして、パソコン、ICT、そういったものに詳しい業者に学校への指導、あと保守、そういったものについてサポートしていただく、これが先ほど言ったサポーターを雇わなくても、そういった人材がなかなか採れないもので、そういったものも大丈夫ということで補助採択していただきました。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうすると、栃木市教育委員会では教員免許は要らないと、民間の人たち、できる人を学校で雇うという。ソフトウェア使用料とも関連するのですけれども、これは全く関係ないのですね。ドリル教材学習支援システムというのとは全く切り離して考えてよろしいのですか。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） 委員おっしゃるとおりで、こちらとは別物ということですよ。そのeラーニングソフトとこちらの運用支援業務委託、こちらは違うものでございます。

○委員長（針谷正夫君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、これは委託先ということになるのですか。管理費、ソフトウェア使用料というのは、これはどこか特定の業者にそのことをお願いするという使用料なのでしょうか。先ほど言いましたように、学習支援システム、ドリル教材の使用料。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） こちらのeラーニングソフトにつきましては、ソフトを買うとか、最初からパソコンに組み込むというのではなく、クラウド型ということで、インターネット上に登録すると、そういった情報をもたらえる。インターネット上にそういう会社があるみたいなもの、それを使わせてもらうという使用料でございます。

以上です。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほどの針谷委員の質問と重複するところがあります。15款2項7目のGIGAスクールサポーターなのですけれども、これ自体がICT関連企業の人材など技術やそういったものが得意な方々、事業者向けで、学校におけるICT環境の設計や整備、工事、納品等を委託するものでございます。私が不思議に思ったのは、なぜ今回の補正なのだろうと。当初の予定で最初から組み込まれていてしかるべきものが、国から下りたのが4月だったとか、そういったことは当然あると思うのですが、そんなに交付決定が遅れた理由は何だったのだろう。これが市からの提出が遅かったのかもしくは向こうの都合で今になってしまったのか、そこだけ教えてください。

○委員長（針谷正夫君） 柿沼学校施設課長。

○学校施設課長（柿沼宏和君） これにつきましては、ちょっと先ほど私の説明が不十分だったかと思うのですが、当初このGIGAスクールサポーター、この補助制度については対象学校数、それに対しまして4校に2人分、そこにつきましてはサポーターを置くということで、そういったものについて補助をしますよという制度だったのですが、実際このGIGAスクール、みんないろんなところでやるようになりまして、実際そういった人材配置、人材をどこから探すの、そんな人いないよと。コンピューター会社とかそういうのはいるのですが、就職した中でこっちが雇う、そういったものが非常に困難ですよ。そういったものが国にも多分寄せられたと思うのですが、その中で緩和された制度。そういった人がいないのだったら業務委託して、そういったものについてもやっていいよというのが、制度が変わった中でちょっとうちもそれに乗ろうということで申請して、それがやっと認められたということでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 理解しました。栃木市の対応が遅かったわけではなく、その交付が受けられる条件緩和によって申請が出されたことにより、4月に交付が受けられたということでよろしいのですよね。

委員長、次移ってよろしいでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 次の質問に移らせていただきます。

19款2項23目森林環境譲与税基金繰入金、これは歳出のほうの22、23ページ、森を育む人づくり事業交付金、説明ではこの資格を取る、森を守る資格、環境を整える資格を取るための交付金であったという説明でございました。その資格の種類と予定されている人数、お知らせいただきたいと思えます。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

今回の支援金なのですが、林業担い手の育成支援を目的としまして、対象者としましては栃木市内の高等学校または特別支援学校の高等部としております。研修の内容ですが、林業・木材製造業労働災害防止協会が県の委託を受けまして行っております林業基礎トライアル研修となっておりまして、刈払機の講習ですとか、重機の現地見学会などが対象となっております。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、学生が対象であるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 森を育む若い人材を育てるとするのは非常に結構なことなのですが、これを例えば市内等でそういった林業、森を育む森林関係に興味がある人に向けての拡大というお考えはありますか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 現在のところは、その林業・木材製造業労働災害防止協会の研修の対象が高校生となっておりますので、ほかにそういった同様の研修を行う団体が出てまいりますれば、そういったことも可能になるかなと思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） もともと森林環境譲与税というのは、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用や普及啓発が目的で創設されたものでございまして、ぜひその門戸を広げていただきたいと思いますが、実はこの森林環境譲与税、栃木市においてこの用途、そして公表というのがいまだなされていないのです。ホームページ等においてやらなくてはいけないというこれ義務規定になっているはずなのですが、今日のホームページを見ても、用途の公表というのがなされていない。確かに基金への繰入れというのはなされているでしょうけれども、なぜ公表をしていないのか、これ教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 申し訳ありません。今まで特に公表というのはしておりませんでした。今後早急に公表について検討したいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これ森林環境税と対をなすものであって、この譲与税については国のほうからきちんとした指導がなされているのが現状でして、隣の小山市とかちゃんとやっています。例えば基金繰入れしかしていなければ、きちんとそういった明記をするなりなんりのことをしていきませんと、やはりこれ万が一のときには非常にまずい事態になっておりますし、現状インターネットがこれだけ普及していることによって、国も公表しろということで取決めがなされておりますので、もう今日明日にでも公表体制を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（針谷正夫君） ほかに質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 31ページの学校給食費、4目。先ほど説明では大平の給食センター共同調理場ですか、アレルギー室修繕というようなことでありましたけれども、どのような状況で工事等が計画されているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） 給食室にありますアレルギー室なのですが、そちらのアレルギー室につきましては、室圧調整というものを行っております。この内容につきましては、給気と排気、

空気を制御して、そのアレルギー室の室圧を高くして、ほかのアレルギー物質とかそういったものが入らないようにしております。ただ、現状といたしましては、給気ファンと排気ファンの回転を自動でコントロールするインバーターという装置があるのですが、そういったものの故障でちょっと室圧を維持することができないことから、そういったものの改修工事を予定しております。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 給排気しないと困りますから、ただ給気がオーバーになると圧が上がらないと。排気が上がるようにするということなのですね。

〔「逆だ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） すみません。給気を多くして圧を上げるという形になります。

空気を中に部屋に入れて……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

○委員（針谷育造君） 委員の皆さんが答弁しているようですので、了解いたしました。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） よろしいですか。

大平の給食センターって、建ててまだ新しいですよ。何年たったのですか。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） 施設の完成につきましては、平成26年7月末でございます。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その中でインバーター一部分が壊れて回転が調整できないということなのだけれども、それは保証期間とかそういうのはないのですか。そういう電気機器には。

○委員長（針谷正夫君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） 時間も7年ほどたっておりますので、一般的に1年とかぐらいが電気とかそういう設備の保証期間になっていると思いますので、今回は対象にならないと考えております。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） スマート……

○委員（針谷育造君） 何ページでしょうか。

○委員（白石幹男君） 21ページです。田んぼダムで。補正で箇所数が増えたために増額になるのだという説明だったのだけれども、何か所増えたのですか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） スマート田んぼダムにおきまして、当初5ヘクタールで1区画当たり50アールに1か所の標準的な想定で想定しておりましたので、当初の予定は10基でしたが、実際には区画が30アール区画ということで、5ヘクタールですと大体平均で17か所の補助になりますので、7基増えたということになります。

○委員長（針谷正夫君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 説明ですと50アールに1か所、それが30アールに1か所になったということなのですか。

○委員長（針谷正夫君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 平均30アールですので、5ヘクタールですと17基ということになります。

○委員長（針谷正夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷正夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷正夫君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時26分）